

「令和7年度（2025年度）いじめ防止プログラム」

1 概要

いじめは、学生の生命・尊厳及び教育を受ける権利を著しく侵害し、かつ、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えものである。また、どの学校のどの学生にも起こり得るものであり、いじめを未然に防止することを徹底して行うことが重要である。

いじめの未然防止の実効性の確保のためには、学生のいじめに向かわない態度と能力を育成するとともに、全ての学生が、いじめへの異議・通報等を容易なものとする「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」を学校内および寮生活等で実現することが必要である。

このような環境を実現するためには、平素から全校集会やHRの機会を通じた学生への啓発活動および教職員に対しては研修等を実施など、いじめ防止のための様々な活動を行うことが重要である。

ついては、「奈良工業高等専門学校いじめ防止等のための基本計画」に基づき、いじめの防止の取り組みを計画的に盛り込んだ実施計画として「いじめ防止プログラム」を定める。

2 年間を通じたいじめ防止の取り組みについて

以下の取り組みにより、いじめ防止の啓発活動及びいじめの早期発見を進める。

- (1) 学生支援センター、カウンセラーなどの学生相談等を通じて、いじめの端緒となる情報からいじめの実態の把握に努める。
- (2) 人権特別講演会や人権合同特活等を通じて、教職員・学生に対し、いじめ防止の啓発活動を行う。
- (3) 年に1回以上の「いじめ防止週間」を設け、いじめ防止の啓発活動等を行う。
- (4) 「学校生活アンケート（旧学校適応感尺度調査）」や、定期的実施する「いじめに関するアンケート」等を通じて、いじめの実態の把握に努める。
- (5) 全教職員に、「教職員のいじめ対応チェックリスト」をもとに、意識確認のアンケートを実施する。
- (6) 学級担任と学生との面談および、保護者懇談会（必要に応じて実施）での保護者との面談を通じて、いじめの実態の把握に努める。
- (7) 全校集会や特活・HR等を通じた、学生へのいじめ防止のための啓発活動を行う。
- (8) 学校行事等の集団体験の場を通じて、学生が共同的な活動に主体的に取り組む中で、お互いを認めあう絆を形成することにより、いじめが起こらない環境を形成する。

3 いじめ防止等に係る年間計画について

上記2の具体的な取り組みについては以下の計画により実施する。

表 年間を通じたいじめ防止の取り組み

時期	学校行事	いじめ防止の取り組み
3月	入学・入寮予定者オリエンテーション	・高専生活支援カードによる学生情報の把握
4月	入寮式・新入寮生歓迎会 新入生オリエンテーション 春季ハイキング	・保護者への相談窓口周知・学生への相談窓口周知
5月	学寮スポーツ大会	・「いじめ防止週間」を設定し、「いじめに関するアンケート」を実施（1回目）
6月	人権合同特活（1年） 人権合同特活（2年） 寮生保護者懇談会（1年）	
7月	寮祭 公開授業	・「いじめ防止週間」の設定 ・「学校生活アンケート」の実施 ・保護者懇談会 ・学級担任・教科担当情報交換会
8月		
9月		
10月	人権合同特活（3年） スポーツ大会 高専祭	・「いじめ防止週間」を設定し、「いじめに関するアンケート」を実施（2回目）
11月	人権教育特別講演会（4年） 人権作文応募	
12月	人権教育特別講演会（5年） 人権教育特別講演会（専攻科・教職員対象） 社会工場見学（1～4年） 公開授業	・保護者懇談会
1月		・「いじめ防止週間」を設定し、「いじめに関するアンケート」を実施（3回目） ・教職員向けアンケート「教職員のいじめ対応チェックリスト」の実施 ・学級担任・教科担当連絡会
2月		
3月	学寮送別会	

※ 人権教育推進・いじめ防止委員会については2ヶ月に1回開催する。

（定例開催：4月，6月，9月，11月，1月，3月。他状況によっては臨時開催もありうる。）